

## 目標(大項目) 3 人権が尊重される社会の形成

すべての人が性別にとらわれず自分らしく生きるためには、男女が共にお互いの個性を認め、人権が尊重される社会を形成することが必要です。

セクシュアル・ハラスメント<sup>※1</sup>や配偶者からの暴力<sup>※2</sup>、ストーカー行為などの暴力行為は決して許されるものではなく、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。

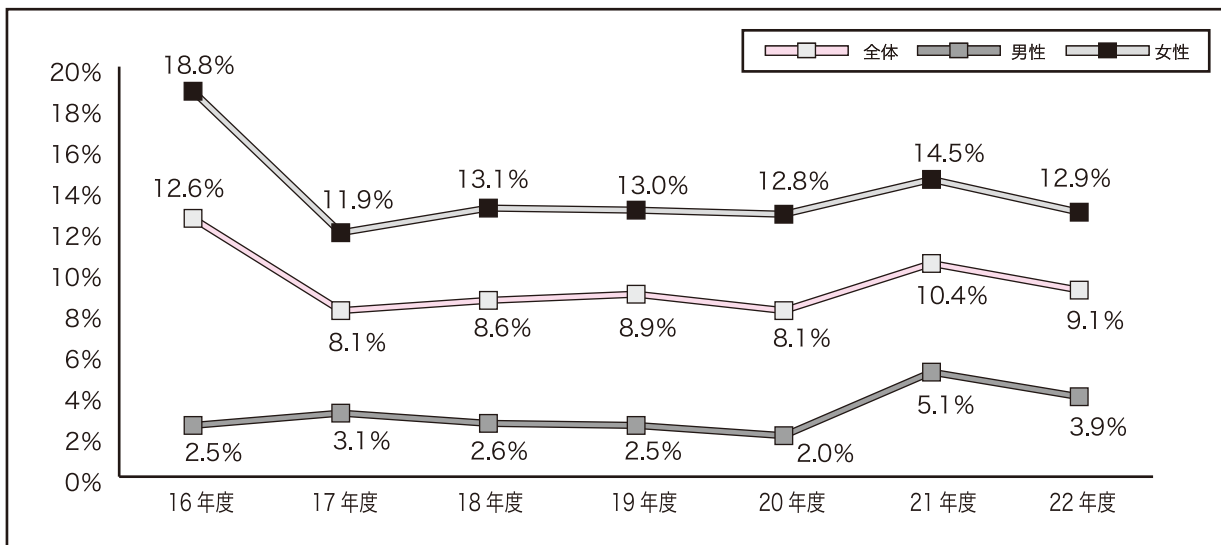
人権が尊重される社会を形成するために、これらの暴力行為を防止し、被害者を支援する仕組みづくりを充実させます。

### 課題(中項目) 3-1 人権を尊重する意識の醸成

セクシュアル・ハラスメントについては、社会的な認知が進み、あからさまな行為は少なくなったかにも思われますが、依然としてセクシュアル・ハラスメントによる人権侵害は存在しています。

セクシュアル・ハラスメントのほか、性暴力やストーカー行為などのあらゆる暴力について、その防止に努めるとともに、相談事業の充実を図ります。

#### 【セクシュアル・ハラスメント経験率の推移】



平成22年度目黒区男女平等・共同参画に関する意識調査

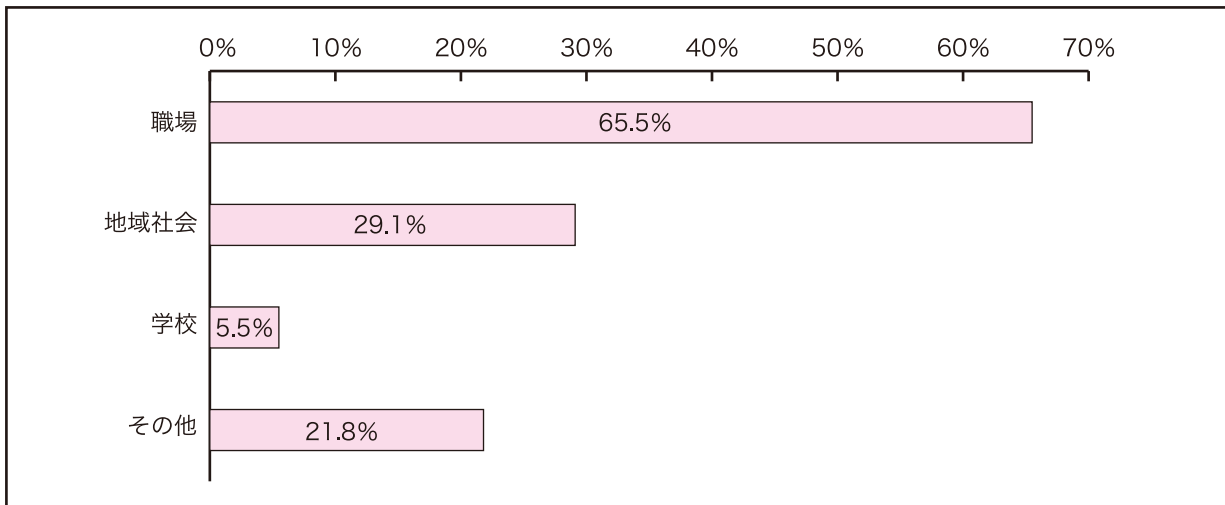
#### ※1 セクシュアル・ハラスメント=Sexual Harassment

他の者を不快にさせる性的な言動をいいます。身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、人の目に触れる場でのわいせつな写真の掲示などが含まれます。

#### ※2 配偶者からの暴力

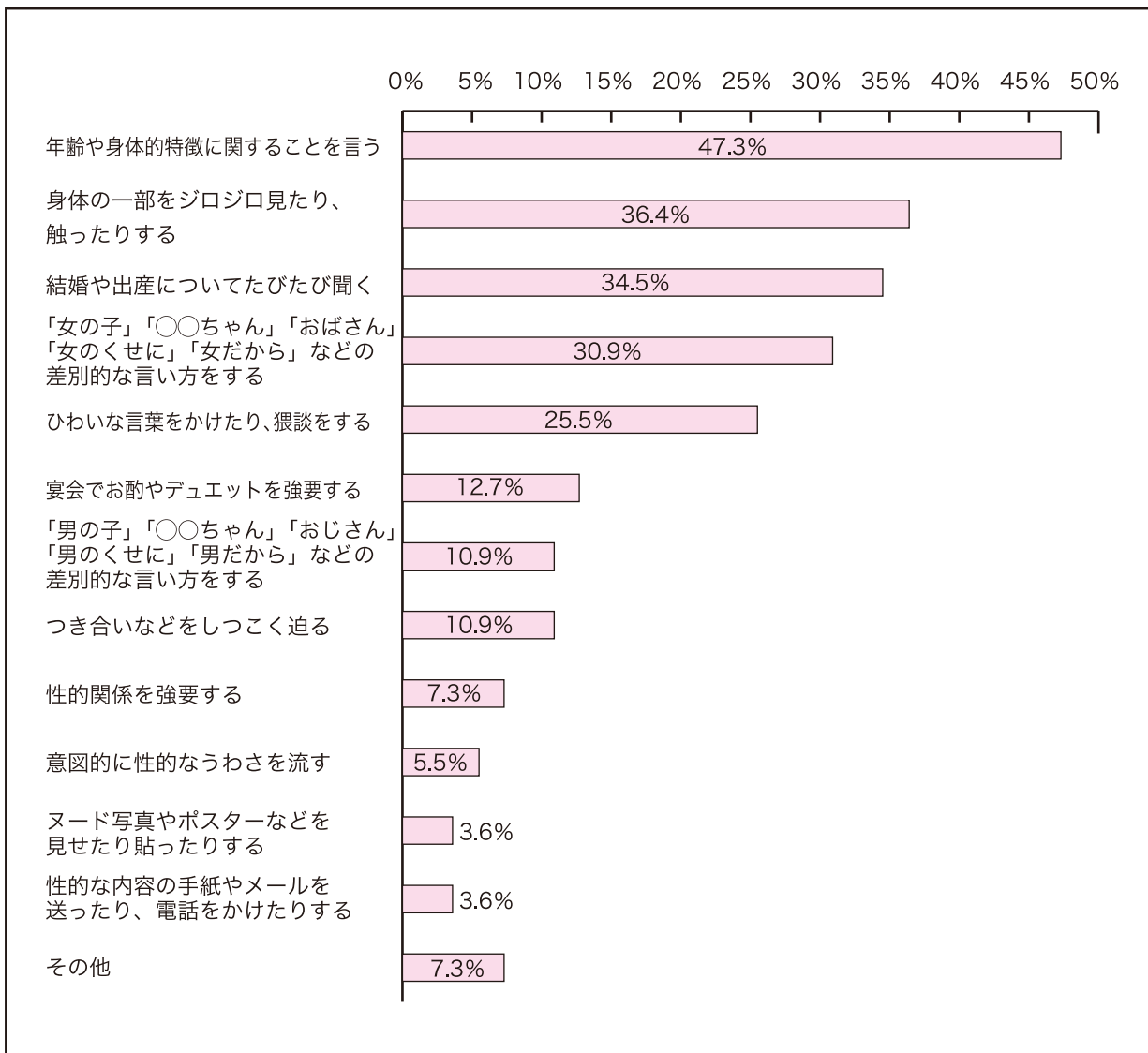
ここでいう配偶者は、婚姻の届出をしていない、いわゆる事実婚の場合や離婚後も引き続き暴力を受ける場合を含みます。暴力には、身体的暴力のほか、精神的暴力や性的暴力も含まれます。

## 【セクシュアル・ハラスメントを受けた場所】



平成 22 年度日黒区男女平等・共同参画に関する意識調査

## 【セクシュアル・ハラスメントを受けた内容】



平成 22 年度日黒区男女平等・共同参画に関する意識調査

### 施策の方向（小項目）① あらゆる暴力の防止

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
79	女性への暴力及び家庭内の暴力の防止に向けた啓発事業の実施	啓発誌の配布や講座の開催等により暴力の防止に向けた啓発を行います。	人権政策課 地域ケア推進課	継続
80	各種相談事業の充実と連携	各種相談事業の充実と連携を図ります。	区民の声課 人権政策課 保健予防課 碑文谷保健センター 地域ケア推進課 生活福祉課 子ども政策課 関係各課	継続

### 施策の方向（小項目）② セクシュアル・ハラスメントの防止

事業番号	事業名	事業概要	所管	区分
81	事業者等に対する啓発と支援	セクシュアル・ハラスメントの防止に向け、事業者等に対する啓発事業を実施するとともに、事業者等が自ら防止対策を行う際に啓発誌の配布やDVD等の貸出などの支援を行います。	人権政策課 産業経済課	継続
82	地域、学校に対する啓発	地域や学校を対象に、啓発誌の発行や男女平等・共同参画センター講座を行います。	人権政策課	継続
83	各種相談事業の充実と連携	各種相談事業の充実と連携を図ります。	区民の声課 人権政策課	継続
84	職員に対する研修の実施	区職員に対するセクシュアル・ハラスメント防止研修を実施します。	人権政策課 人事課	継続
85	職員の相談の実施	区職員のセクシュアル・ハラスメントに関する相談を実施します。	人権政策課 人事課	継続

### 課題（中項目）3-2 配偶者等からの暴力の防止

配偶者からの暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。家庭という私的な生活の場で発生するため潜在化しやすく、周囲も気づかないうちに深刻な状態になります。被害者は恐怖や不安を覚え、生活を脅かされ、その尊厳を著しく傷つけられています。

平成 13 年に制定された「配偶者暴力防止法」は、平成 16 年に第一次改正が行われ、さらに平成 19 年 7 月の改正では、保護命令の拡充や区市町村における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」の策定が努力義務とされるなど、配偶者からの暴力防止に向けた取組の強化が求められています。

こうした状況を踏まえ、配偶者からの暴力被害の根絶に向けた未然防止策に加え、相談機能の充実や相談機関の相互連携等、事後救済の制度等の充実を図ります。

また、暴力は配偶者間だけでなく、恋人間でも起きています。こうした交際相手への暴力を特に「デートDV」といい、今後は若年層を対象とした交際相手から暴力の予防啓発に取り組みます。

なお、本項目 3-2 を「配偶者暴力防止法」第 2 条の 3 第 3 項に定める目黒区における「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」と位置付けます。

### 【配偶者からの暴力経験】

